

JEMCAビル会議室等使用規程

一般社団法人 日本環境測定分析協会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境測定分析協会（以下「協会」という。）所有のJEMCAビルの会議室、研修室、分析室及び交流室（以下「会議室等」という。）について、外部に対し貸出しを行うための使用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとします。

(使用時間及び使用日)

第2条 会議室等の使用時間は、午前9時から午後5時までとします。

2 会議室等の使用日は、次の各号に掲げる日以外の日とします。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から1月3日までの日

3 前2項の規定にかかわらず、使用時間及び使用日を変更することがあります。

(使用許可の申請等)

第3条 会議室等の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に定める受付期間内及び受付時間内にJEMCAビル会議室等使用許可申請書（第1号様式）を協会に提出してください。

- (1) 受付期間 使用日の3ヵ月前の日に属する月の第一営業日から当該使用日の7営業日前まで
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで

2 協会は、前項の規定による申請を許可する場合、JEMCAビル会議室等使用許可書（第2号様式）を発行します。また、許可をしないときは、その旨を申請者に通知します。

(使用の許可の取消し等)

第4条 協会は、第3条第2項の規定により会議室等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取消し、許可の内容若しくは条件を変更し、又は退去を命ずることがあります。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良なる風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 使用者等が暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当することが判明したとき。
- (4) 許可に付された条件に違反したとき。
- (5) 使用許可を受けた時の使用目的と異なる目的に使用するとき。
- (6) 使用の権利を第三者に譲渡又は転貸したとき。
- (7) その他管理運営上支障が生じるなど不相当と認められるとき。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に定めるところにより使用開始前までに使用料を納付してください。納付がなされない場合は取り消したものとみなします。ただし、協会が特別の理由を認めるときは、この限りではありません。

(使用者からの取消し)

第6条 使用者が、使用を取り消すときは、使用日の5営業日前までに協会に通知してください。ただし、使用日前5営業日以降の取り消しについては、前項で納付された使用料の返却はいたしません。

(使用等の打合せ)

第7条 使用者は、会議室等の使用等について、使用日の5営業日前までに協会と打合せを行ってください。

(使用前の準備)

第8条 使用者は、催事に人員が必要な場合にあっても、全て使用者側で手配してください。

2 会議室等を使用するにあたり、官公庁（消防署等）に届出が必要な場合は、事前に協会に報告の上、使用者の責任において行ってください。

(使用者への指示)

第9条 使用者は、JEMCA ビルの使用等について、すべて協会の指示を受けてください。

2 協会は、第4条各号のいずれかに該当する事実があると認められたときは、直ちに使用者に対し、必要な措置を取るべきことを指示します。

(職員の立入り)

第10条 使用者は、協会職員が JEMCA ビルの管理のため、その使用に係る会議室等に立ち入る場合はこれを拒むことができません。

(施設の破損等の届出)

第11条 使用者は、JEMCA ビルの施設、設備、器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を協会に届け出て、その指示を受けてください。

(原状回復)

第12条 使用者は、会議室等の使用を終了し、又は使用許可の取消しを受けたときは、使用者の責任において原状回復を行うとともに、協会に報告し、協会職員の点検を受けてください。

(飲食物)

第13条 会議室等において飲食を伴う際は、会議室等の使用の申請時に通知してください。

2 飲食物の手配は、原則として使用者が行ってください。ただし、事前に通知があった場合は、協会に依頼することができます。

3 飲食物の手配を協会に依頼し、それに伴い発生した廃棄物は、その処分を協会に依頼することができます。

(駐車場)

第 14 条 駐車場 (2 台分) を使用するときは、会議室等の使用の申請時に通知してください。その際、協会の指示を受けてください。

(遵守事項)

第 15 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 火気を使用しないこと。なお、JEMCA ビル内は、指定場所を除き全て禁煙です。
- (2) 許可を得ないで JEMCA ビル内において寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供はできません。
- (3) 危険物及び不潔物を持ち込めません。
- (4) 使用を許可した以外の場所へみだりに立ち入ったり、又は使用を許可した以外の付属設備、器具等の使用はできません。
- (5) 収容定員を超えて入室はできません。
- (6) 許可を得ることなく物の配布、壁面への張り紙等はできません。
- (7) 事前に避難口を確認し、入場者全員に避難方法を知らせ、万一の場合は速やかに入場者の非難誘導にあたってください。
- (8) その他協会の指示に従ってください。

(有害物質等の使用の制限)

第 16 条 使用者は、協会が所有する排ガス処理装置で処理できない有害物質等又は廃液タンク内に貯蔵できない有害物質等を使用又は持ち込むことはできません。

(損害賠償)

第 17 条 使用者は、故意又は過失により協会の施設、設備、器具等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。